

永水小学校いじめ防止基本方針

法令等 ○「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月) ○「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月) ○「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月) →永水小学校いじめ防止基本方針を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂(平成29年3月) ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(平成29年10月)	学校教育目標 心豊かでたくましく、自ら学び夢を育む子供の育成	市のいじめ防止等に関する基本認識 ○いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 ○ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ○まだ気付いていないいじめがある。 ○いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
いじめ問題への学校の目標 いじめは絶対に許されない行為であることを知り、命の大切さや思いやりの心を養う。		

永水小学校いじめ問題対策委員会	
〈内容〉・年間を通じた取組等について検討 ・年間の活動を検証し、次年度への計画の作成 1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導主任、担任、養護教諭】(月1回以上) 2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会【1に加え、関係保護者等】 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、公民館長、PTA役員】(学期1回) 4 専門家を加えた会【3のうち1回は、スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】 〈構成〉 管理職、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家	

PTAとの連携	学校の取組	市教委との連携
○学級・全体PTA、PTA総会の活用 学校基本方針の説明 (入学時、各年度の開始時) ○学校ホームページで学校基本方針の公開等	○未然防止 ・道徳教育の充実 ・児童会によるいじめ防止活動 ・体験活動を活用した人間関係づくり ○早期発見 ・無記名アンケートの実施(学期1回以上) ・個別相談、教育相談等 ○対応 ・被害者、加害者への適切なケア及び指導 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用	○指導主事の派遣及び助言 ○いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○研修等への講師派遣 <hr/> 関係機関との連携 ○警察 ○児童相談所 ○市町村の福祉部局 ○療育機関等 ○校区公民館

【年間計画】

	児童関係	職員関係	検証関係
取組の例	・いじめ問題を考える週間・人権週間 ・命の教育の日 ・児童会活動 ・「学校楽しいーと」やいじめアンケートの実施と活用 ・教育相談 ・携帯・ネット利用実態調査 ・親子人権教室(情報モラル)の実施	・生徒指導情報交換会の実施 ・人権尊重の視点に立った学校づくりのための点検 ・校内研修(事例研修) ・外部講師を招聘しての研修会や講話	・年間の活動計画の検討 ・学期・年間の取組の反省及び次学期に向けての取組確認(PDCAサイクル) ・各アンケート分析(引き継ぎ・保管)等 ・教育相談のまとめ
4月	いじめ問題を考える週間・人権週間、命の教育の日 教育相談 いじめアンケート実施	学級経営案作成	経営方針説明
5月	命の教育の日 いじめアンケート実施	小中連携研修会 学校評議委員会	
6月	命の教育の日 いじめアンケート実施 「学校楽しいーと」の実施		
7月	命の教育の日 着衣水泳、非行防止教室 いじめアンケート実施	教科領域部会	1学期がばったこと(児童アンケート)実施・分析 保護者・職員による学校評価実施・分析
8月	命の教育の日	校内研修(外部講師招聘) 情報交換会	
9月	いじめ問題を考える週間・人権週間、命の教育の日 いじめアンケート実施	学校評議委員会 授業参観(一斉道徳授業)	
10月	命の教育の日 いじめアンケート実施 修学旅行・宿泊学習 一日遠足		
11月	命の教育の日 親子人権教室 子ども健康相談実施 いじめアンケート実施	小中連携研修会	
12月	命の教育の日 いじめアンケート実施 校内人権週間(人権標語の作成)	学校保健委員会 学校評議委員会	2学期がばったこと(児童アンケート)実施・分析 保護者・職員による学校評価実施・分析
1月	いじめ問題を考える週間、命の教育の日 いじめアンケート実施	教科領域部会・教育課程編成	
2月	命の教育の日 いじめアンケート実施 「学校楽しいーと」の実施	教育課程編成 学校評議委員会	
3月	命の教育の日 お別れ遠足 いじめアンケート実施	教育課程編成	3学期がばったこと(児童アンケート)実施・分析 保護者・職員による学校評価実施・分析